

| | |
|---|-------------|
| 件名 | 愛媛県資源循環促進基金 |
| 主管課 | 廃棄物対策課 |
| 根拠法令等 | |
| <p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県資源循環促進税条例による資源循環促進税は法定外目的税であり、その用途の透明性を確保するため、基金を設置する。</p> <p>1 設置 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する経費の財源に充てるため、資源循環促進基金を設置する。</p> <p>2 積立て 愛媛県資源循環促進税条例の規定により県に納入され、又は納付された資源循環促進税額に相当する額から資源循環促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額として一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> | |
| 施行日 | 平成19年4月1日 |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>1 資源循環促進税の概要</p> <p>課税客体 埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入</p> <p>納税義務者 排出事業者（中間処理業者を含む。）</p> <p>税率 産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円（自己処分は500円）</p> <p style="padding-left: 150px;">19年度の税率 333円（自己処分は166円）</p> <p style="padding-left: 150px;">20年度の税率 333円（自己処分は166円）</p> <p style="padding-left: 150px;">21年度の税率 666円（自己処分は333円）</p> <p>2 基金繰入額見込み</p> <p>平成19年度 73,315千円</p> | |